

# 平成 30 年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果(概要)

## 1 実施した監査

収入事務、支出事務、財産管理事務その他の財務事務及び財政援助団体等の財政的援助に係る出納その他の事務が、合規性、経済性、効率性及び有効性の視点から適正に行われているか監査を行った。

## 2 監査の対象

### 定期監査(9部局)

収入事務、支出事務、財産管理事務その他の財務事務

総合政策部、財政部、市民生活部、環境衛生部、福祉部、健康こども部、都市建設部、教育部、選挙管理委員会事務局

### 財政援助団体等監査(6部局が所管する 26 団体)

財政援助団体等の財政的援助に係る出納その他の事務

総合政策部(1)、市民生活部(7)、福祉部(1)、健康こども部(6)、都市建設部(2)、教育部(9)

## 3 監査の結果

収入事務に関連して2件、支出事務に関連して3件、財産管理事務に関連して1件、その他の財務事務に関連して1件及び財政援助団体の事務に関連して1件の指摘を行った。

## 4 指摘事項

### (1) 収入事務(債権管理を適正に行うべきもの)

当該年度に収納できなかった債権を次年度に引き継がず、調定、督促等の債権管理が行われていなかった。

### (2) 収入事務(現金の収納事務を適正に行うべきもの)

児童生徒の災害共済掛金保護者負担金が1月近く学校内で保管され、誰が現金取扱員か不明なまま取り扱われていた。

### (3) 支出事務(予算執行に関する事務を適正に行うべきもの)

駐車場工事において、本来一の工事として契約すべきところ、正当な理由がなく工事を2分割して契約しているものが見られた。

### (4) 支出事務(物品等の調達を適正に行うべきもの)

指摘の対象となった物品等は本来一度にまとめて発注が可能なものであるが、同日又は短期間に同一の1者に対し、分割発注しているものが見られた。

**(5) 支出事務(補助金の算定根拠を明確にすべきもの)**

現行の補助金算定基準では、除却と改修が同時に行われる場合は、除却に係る補助金が実際に要した経費を上回って支給されるケースが生じていることになっていた。

**(6) 財政管理事務(バスカードの管理を適正に行うべきもの)**

補助事業のために購入したバスカードで、未使用となったものをファイル内の文書に保管しているものが見られた。

**(7) その他の事務(指定管理業務のモニタリングを適正に行うべきもの)**

当該施設の指定管理に係る仕様書に定められた業務の一部に、実施されていないものが見られた。

**(8) 財政援助団体の事務(団体の事務を適正に行うべきもの)**

当該団体の職員に雇用保険及び労働者災害補償保険への加入手続が取られていないものが見られた。

## 5 監査意見

**(1) 現金の収納に関する事務について**

会計規則等で例外的な取扱いが認められる場合は、その適用を検討するなどし、根拠が不明確なまま事務処理を継続することは避けなければならない。ルールにのっとった事務処理の確保を求める。

**(2) 分割発注について**

財務に関するルールを自分たちに都合よく解釈して適用するような事務処理は、仮にそういう意図がないにしても結果として疑念を持たれるような場合を含めて見直されるべきであり、合理的な理由のない分割発注の防止に向けた対応を求める。

**(3) 補助金交付事務について**

補助要綱に定める補助金の算定基準が妥当であるか、支給手続が市補助金等交付規則や補助要綱等に従って行われているか等について確認すべきである。

**(4) 指定管理者制度について**

施設の管理業務を指定管理者が行う場合でも施設の管理責任は市に残るため、施設の設置者としての責任をしっかりと認識し、取り組む必要がある。